

預貯金口座への個人番号（マイナンバー）の届出にご協力ください

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

このたびは、当行に口座を開設いただきまして誠にありがとうございました。

さて、2024年4月1日から施行された「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」（以下、「口座管理法」といいます）に基づき、マイナンバーの預貯金口座付番のお手続きについて下記の通りご案内させていただきますので、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

なお、口座管理法では、お客さまの指定する他の金融機関への預貯金口座付番も当行でのお手続きと同時にできますが、2024年4月から当面の間は国の方針により、他の金融機関への預貯金口座付番を当行では受け付けることができません。

お客さまにはお手数をお掛けいたしますが、他の金融機関の預貯金口座に対する預貯金口座付番をご希望の場合は、当該金融機関でのお手続きをお願い申し上げます。

敬具

記

1. 対象となるお客さま

- ・当行で預貯金口座を開設する個人のお客さま
- ・当行に預貯金口座をお持ちの個人のお客さま

2. ご用意いただく書類

- ・当行の預貯金口座に対する預貯金口座付番手続きをご希望の場合は、下記書類をご用意の上、お取引店または最寄りの当行本支店にご来店下さいますようお願い申し上げます。

書類の種類	具体的内容
個人番号届出書 (窓口でお渡しいたします)	—
個人番号を確認できる書類 (いずれか1種類)	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード ・個人番号の記載がある住民票の写し ・個人番号の記載がある住民票記載事項証明書
本人確認書類※ (顔写真付きは1種類、顔写真なしは2種類)	<p>【顔写真付き本人確認書類1種類】</p> <p>マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券(2020年2月4日以降発給申請分を除く)、身体障害者手帳、在留カード、特別永住者証明書</p> <p>【顔写真なし本人確認書類2種類】</p> <p>各種健康保険被保険者証、後期高齢者医療保険者証、介護保険被保険者証、船員保険被保険者証、各種公務員共済組合の組会員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、国民年金手帳、母子健康手帳 等</p>
※個人番号を確認できる書類として、マイナンバーカードを提示する場合は不要です。	
通帳・印鑑、キャッシュカード	—

3. マイナンバー制度（口座管理法、公金受取口座の登録等）の内容

- ・マイナンバー制度の内容について、詳しくはこちらをご確認ください。

デジタル庁ホームページ：<https://www.digital.go.jp/policies/mynumber>

マイナンバー総合フリーダイヤル：0120-95-0178

以上